# 保険証を提示せずに医療費を10割支払った場合の払い戻し

【社会保険・国保組合の方】

#### 医療費の内訳

#### 

#### 【手続き先】

子育て給付課(ニコニコこども館2階) ⇒8:30~18:00

(第3土曜、その翌日をのぞく)

#### 各行政センター

⇒8:30~17:15 (平日のみ)

#### 【手続き先】

全国健康保険協会の方

⇒各協会に

健康保険組合・共済組合の方 ⇒勤務先を通じて各組合に

#### 注意!

国保の方は10割分 すべてを国民健康 保険課へ請求して ください。



## 医療機関から返金を受けられる場合

### 医療機関に保険証と受給資格者証を持参する

▲10割の返金を受けられた



終了

8割の返金を受けられた



次のいずれかの書類を

- ① 自己負担分(2割 小学生以上は3割)の領収書
- ② 10割支払、8割返金の経過がわかる書類
- ③ 助成申請書に2割(小学生以上は3割)の証明を受ける

子育て給付課もしくは各行政センターに提出

医療機関から返金を受けられない場合 医療機関には返金請求しない場合

- ① 療養費支払通知 保険者に「療養費」(8割分)の 請求をする⇒支払通知が届く
- ② すべての医療機関

領収書の原本を取っておく 保険者に提出してしまう場合 はコピーをとっておく・・・・②

※領収書は保険診療点数がわかるものであること



①、②を 子育て給付課 各行政センターへに提出

郡山市子育て給付課 TEL 024-924-2411

